

( 公 印 省 略 )  
 群馬保連第 2 2 1 号  
 平成 2 9 年 8 月 1 日

各 保 険 医 療 機 関 等 開 設 者 様

群馬県国民健康保険団体連合会理事長

高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求について

平素より、本会の業務運営につきましては御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 8 月 1 日の高額療養費制度の見直しに伴う福祉医療費【連記式】明細書の請求については、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 上限額の引き上げ

70 歳以上の現役並み所得者及び一般所得者については、次のとおり上限額が引き上げられますので、福祉医療費請求額に御留意ください。

		平成 29 年 7 月まで		平成 29 年 8 月から	
□適用区分		外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外 来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現 役 並 み	標準報酬月額 28 万円以上の方 課税所得 145 万円以上の方	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% < 多数回 44,400 円 >	57,600 円	80,100 円 + (医療 費 - 267,000 円) × 1% < 多数回 44,400 円 >
一 般	標準報酬月額 26 万円以下の方 課税所得 145 万円未満の方	12,000 円	44,400 円	14,000 円 (年間上限 14 万 4,000 円)	57,600 円 < 多数回 44,400 円 >
非 住 民 税 税	II 住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円	8,000 円	24,600 円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入 80 万円以下など)		15,000 円		15,000 円

※ 厚生労働省ホームページより抜粋

2 一般所得者世帯の多数回該当

新たに設けられる一般所得者世帯の多数回該当については、現役並み所得者と同様、備考欄に「**多**」と記載して御請求ください。

3 その他

新たに設けられる一般所得者の外来個人年間上限については、福祉医療費連記式請求では発生いたしません。

（ 担 当 審 査 第 一 課 、 第 二 課  
電 話 0 2 7 - 2 9 0 - 1 3 3 8 ）